

新潟県条例第25号

新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第20条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（使用済み下着等の譲受け等の禁止）</p> <p>第20条の2 <u>何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 青少年に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該青少年から使用済み下着等（青少年が着用した下着、青少年のだ液若しくはふん尿又は青少年がこれらに該当すると称したものをいう。以下この条において同じ。）を譲り受けること。</u></p> <p><u>(2) 青少年から使用済み下着等の売却の委託を受けること。</u></p> <p><u>(3) 青少年に使用済み下着等の売却の相手方を紹介すること。</u></p> <p><u>(4) 青少年に使用済み下着等を売却するように勧誘すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）</p> <p>第20条の3 <u>何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下この条において同じ。）の提供を行うように求めること。</u></p> <p><u>(2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。</u></p> <p style="text-align: center;">（場所の提供及び周旋の禁止）</p> <p>第21条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に</p>	<p>第20条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（場所の提供及び周旋の禁止）</p> <p>第21条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に</p>

対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

(1)～(5) (略)

(6) 第20条の2各号に掲げる行為

(非行誘発行為の防止)

第22条 何人も、青少年に対し、次の各号に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 正当な理由がある場合のほか、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。以下同じ。）に外出させ、又は営業を営む場所に立ち入らせること。

(4)～(6) (略)

(深夜連れ出し等の制限)

第22条の2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

2 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業を営む場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第22条の3 (略)

第22条の4 (略)

(金銭の貸付け、物品の買受け等の制限)

第24条 (略)

2 (略)

3 古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、その営業に関し、青少年から古物（第20条の2に規定する物を除く。以下この条において同じ。）を買受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は青少年と古物の交換をしてはならない。

4 (略)

(立入調査等)

第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間中、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

(1)～(6) (略)

(7) 第22条の3第1項の規則で定める営業を行う場所

対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

(1)～(5) (略)

(非行誘発行為の防止)

第22条 何人も、青少年に対し、次の各号に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 正当な理由がある場合のほか、深夜（午後11時から翌日の日の出時までの時間をいう。以下同じ。）に外出させ、又は興行若しくは営業を営む場所に立ち入らせること。

(4)～(6) (略)

第22条の2 (略)

第22条の3 (略)

(金銭の貸付け、物品の買受け等の制限)

第24条 (略)

2 (略)

3 古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、その営業に関し、青少年から古物を買受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は青少年と古物の交換をしてはならない。

4 (略)

(立入調査等)

第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、興行を行つている時間又は営業時間中、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

(1)～(6) (略)

(7) 第22条の2第1項の規則で定める営業を行う場所

2 (略)

(罰則)

第29条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(9) (略)

(10) 第20条の2の規定に違反した者

(11) 第20条の3の規定に違反した者

(12) 第21条の規定に違反して、同条第5号又は第6号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者

(13) 第22条の2第1項の規定に違反した者

(14) 第22条の3第1項の規定に違反した者

(15) 第22条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(16) (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。

(1)・(2) (略)

(3) 第22条の3第2項の規定に違反した者

(4) 第22条の4第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5)・(6) (略)

5 (略)

(審議会への諮問等)

第32条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、新潟県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる場合において、特に急を要し審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 第22条の3第1項の規則を定めようとするとき。

2・3 (略)

(事務処理の特例)

第36条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、村上市、上越市及び聖籠町が処理することとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第22条の4第1項の規定による販売又は貸付けの届出の受理

(6) 第22条の4第3項の規定による変更又は廃止

2 (略)

(罰則)

第29条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(9) (略)

(10) 第21条の規定に違反して、同条第5号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者

(11) 第22条の2第1項の規定に違反した者

(12) 第22条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(13) (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。

(1)・(2) (略)

(3) 第22条の2第2項の規定に違反した者

(4) 第22条の3第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5)・(6) (略)

5 (略)

(審議会への諮問等)

第32条 知事は、次の各号に掲げる場合においては、新潟県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる場合において、特に急を要し審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 第22条の2第1項の規則を定めようとするとき。

2・3 (略)

(事務処理の特例)

第36条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、村上市、上越市及び聖籠町が処理することとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第22条の3第1項の規定による販売又は貸付けの届出の受理

(6) 第22条の3第3項の規定による変更又は廃止

の届出の受理
(7)～(9) (略)

の届出の受理
(7)～(9) (略)

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。